

文化遺産法の修正法（2009年）訳文

国会

ベトナム社会主義共和国

独立—自由—幸福

第12期国会2009年32号 [32/2009/QH12]

ハノイ、2009年6月18日

第12期国会第5会合によってなされた  
文化遺産法の若干の条項を修正・補充する法律

第12期国会2001年51号決議 [51/2001/QH10] に従って一部条項を修正、補充された1992年ベトナム社会主義共和国憲法に基づき；

国会は第10期国会2001年28号 [28/2001/QH10] 文化遺産法の若干の条項を修正・補充する法律を發布する。

第1条

文化遺産法の若干の条項を、以下のように修正・補充する。

1. 第4条第1項は、以下のように修正・補充される：

「1. 無形文化遺産は、共同体、集団あるいは個人と結びついた精神的産物、及び関連する文化的物体と空間であり、歴史的・文化的・科学的価値を持ち、共同体の本色を体現し、口頭伝承、技能伝承、上演及びその他の諸形式を通じて、世代から世代へと絶え間なく再生、伝承される。」

2. 第4条14、15及び16項を、以下の通り追加する。

「14. 文化遺産の目録作成は、文化遺産の価値を認定、確定し、そのリストを作る活動である。

15. 遺跡を構成する基本的な要素は、歴史的・文化的・科学的・審美的価値を持ち、歴史的・文化的遺跡、景勝名跡の特徴を体現する要素である。

16. 博物館は、公衆の研究・学習・参観及び文化的享受の需要に資することを目的として、文化遺産、自然、人間及び人間の生活環境に関する物的証拠を収集し、保管し、研究し、陳列し、紹介する職能を有する文化施設である。」

3. 第13条第1項、4項及び5項は以下のように修正・補充される：

「1. 歴史的・文化的遺跡、景勝名跡を占拠し、歪曲する行為。

4. 歴史的・文化的遺跡、景勝名跡に属す遺物・古物・国宝、及び非合法の起源を有する遺物・古物・国宝を違法に売買し、交換し、運搬すること；遺物・古物・国宝を国外へ違法に持ち出すこと。

5. 私利私益を追求し、迷信・異端的な活動を行い、及びその他の法規文書に反する行為を実行するために、文化遺産の価値を保護し、発揮する業務を悪用すること。」

4. 第17条は以下のように修正・補充される：

「第17条 国家は以下の各措置を通じて、無形文化遺産の価値を保護し、発揮する：

1. 無形文化遺産の研究、収集、目録作成、分類を組織すること；
2. 無形文化遺産の諸類型の伝授、普及、出版、上演及び復興を組織すること；
3. 組織・個人が無形文化遺産を研究し、収集し、保持し、伝授し及び紹介するよう奨励し、その条件を作り出すこと；
4. 無形文化遺産を掌握する組織・個人の要望に従って、無形文化遺産の価値を保護し、発揮する業務を手引きすること；
5. 無形文化遺産の価値を保護し、発揮する活動、無形文化遺産が埋没し、伝承が喪失する危険を阻止する活動に対して、費用を投資すること。」

5. 第18条は以下のように修正・補充される：

「第18条

1. [地方]省・中央直轄市（以下、省級と総称する）の人民委員会委員長は、地方における無形文化遺産の目録を作成し選別して、文化・スポーツ・観光省大臣に対して国家無形文化遺産目録に登録するよう提案するために、科学的な書類を作成する活動を組織する。
2. 文化・スポーツ・観光省大臣は、国家無形文化遺産目録の公表を決定し、国家無形文化遺産目録に登録される無形文化遺産の認定書を発給する。

無形文化遺産が国家無形文化遺産目録に登録されたが、その後に十分に基準を満たしていないと断定するに足る根拠がある場合には、文化・スポーツ・観光省大臣は、国家無形文化遺産目録から抹消することを決定する。[2001年法第30条2]

3. 文化・スポーツ・観光省大臣は、本条第1項の詳細を規定する。」

6. 第21条は以下のように修正・補充される：

「第21条 国家は以下の各措置を通じて、ベトナム各民族の話し言葉、文字を保護し、発展させる：

1. 各民族共同体の話し言葉、文字を研究し、収集し、維持すること；まだ文字を持っていない諸民族の話し言葉を表記する規則を施行すること；埋没の危機にある話し言葉、文字に対する特別な保護措置を備えること；
2. 少数民族同胞地域において活動している幹部、公務員、職員、人民武装勢力の幹部及び戦士に、公務上の必要に従って、少数民族の話し言葉、文字を教えること；少数民族の学生に、教育法の規定に従って、少数民族の話し言葉、文字を教えること；少数民族の言語によって書籍及び新聞を出版し、ラジオ・テレビ・演劇のプログラムを実施すること；
3. ベトナム語の明晰性を守り、及びベトナム語を発展させるための情報宣伝活動に関する法規文書の規範文書を施行し、組織すること。」

7. 第25条は以下のように修正・補充される：

「第25条 国家は以下の各措置を通じて、伝統的な祭礼の文化的価値を維持し、発揮する条件を作り

出す：

1. 祭礼の開催に有利な条件を作り出すこと；
2. 祭礼と結びついた伝統的な民間文化・文芸活動の組織化を奨励すること；
3. 伝統的な儀式、祭礼を選択的に復興すること；
4. 祭礼における典型的及び独特な伝統の起源及びその内容と価値に関して、国内及び国外において広く紹介し、普及することを奨励すること。」

**8. 第26条**は以下のように修正・補充される：

「第26条

1. 国家は以下の各措置を通じて、無形文化遺産に関して顕著な才能を有し、それに通曉し、その価値の保護及び発揮において功績を持つ演芸者に対して栄誉を与え、及び優遇する政策を備える：
  - a) 国家勲章、荣誉称号を贈呈、及び追贈すること、及びその他の栄誉授与の形式を実施すること；
  - b) 演芸者の創作、上演、表現、及び作品紹介の活動のために、条件を作り出し、及び経費を助成すること；
  - c) 国家荣誉称号を与えられたが、収入が低く困難な環境にある演芸者に対して、毎月の生活の助成を行い、及びその他の優遇を行うこと。
2. 政府は本条第1項b及びcに規定する演芸者に対する優遇政策を施行する。」

**9. 第28条第1項**は以下のように修正・補充される：

「1. 歴史的・文化的遺跡は、以下の基準のうちの1つを満たしていなければならない：

- a) 国家あるいは地方の、代表的な歴史的・文化的事件と密接に結びついた建造物及び地点；
- b) 歴史の各時代のなかで、国家あるいは地方の発展に積極的な影響を与えた、民族的英雄、著名人、歴史的人物の生涯及び事業と密接に結びついた建造物及び地点；
- c) 代表的な価値を有する考古学的地点；
- d) 建築及び芸術の1つ、もしくは多数の発展段階において、代表的な価値を有する建造物、芸術作品、建築群、都市建築の総体及び居住地。」

**10. 第29条**は以下のように修正・補充される：

「第29条 歴史的・文化的遺跡及び景勝名跡（以下、遺跡と総称する）は以下のように格付けされる：

1. 省級遺跡とは、地方の代表的な価値を有する遺跡であり、以下のものから成る：
  - a) 歴史の各時代のなかで地方の発展に積極的な影響を与えた、地方の重要な事件及び歴史的標識の痕跡を留める建造物及び地点、あるいは人物と密接に結びついた建造物及び地点；
  - b) 地方の範囲内で価値を有する建造物、芸術作品、建築群、都市建築の総体及び居住地；
  - c) 地方の範囲内で価値を有する考古学的地点；
  - d) 地方の範囲内で価値を有する自然景観、あるいは自然景観と建造物、芸術作品が結合した地点。
2. 国家遺跡とは、国家の代表的な価値を有する遺跡であり、以下のものから成る：

- a) 民族の歴史的過程に対して重要な影響を与えた、民族の重要な事件及び歴史的標識を示す建造物及び地点、あるいは民族的英雄、著名人、有名な政治的・文化的・芸術的・科学的活動家と密接に結びついた建造物及び地点；
  - b) ベトナムの建築・芸術の各発展段階において代表的な価値を有する、建造物、芸術作品、建築群、都市建築の総体及び居住地；
  - c) 考古学的文化の発展の各段階を示す、顕著な価値を有する考古学的地点；
  - d) 美しい自然景観、あるいは自然景観と建造物・芸術作品が結合した地点、あるいは地質的・地形的・地理的に、及び生物学的多様性、特殊な生態系の点で科学的価値を有する自然区域。
3. 特別国家遺跡とは、国家を代表する特別な価値を有する遺跡であり、以下のものから成る：
- a) 民族の歴史における特別かつ重要な変化を示す事件と密接に結びついた、あるいは民族の歴史的過程に対して重大な影響を与えた、代表的な民族的英雄、著名人と密接に結びついた建造物及び地点；
  - b) ベトナムの建築・芸術の各発展段階において代表的な価値を有する、建造物、芸術作品、建築群、都市建築の総体及び居住地；
  - c) ベトナムと世界における考古学的文化の重要な発展の各段階を示す、顕著な価値を有する考古学的地点；
  - d) 国家の特別な価値を持つ、著名な自然景観、あるいは自然景観と建造物、芸術作品が結合した地点、あるいはベトナムと世界において著名な、地質的・地形的・地理的に、及び生物学的多様性、特殊な生態系の点で科学的価値を有する自然区域。」

**11. 第30条第1項**は以下のように修正・補充される：

「1. 遺跡の格付けに関する決定権は、以下のように規定される：

- a) 省級人民委員会委員長は、省級遺跡としての格付けを決定し、省級遺跡としての格付け証明書を発行する；
- b) 文化・スポーツ・観光省大臣は、国家遺跡としての格付けを決定し、国家遺跡としての格付け証明書を発行する；
- c) 政府首相は、特別国家遺跡としての格付けを決定し、特別国家遺跡としての格付け証明書を発行する；国連教育科学文化機関に対して、ベトナムの代表的な遺跡を世界遺産リストに登録することを審査するよう、提案することを決定する。」

**12. 第31条**は以下のように修正・補充される：

「第31条 遺跡に格付けをする手続きは、以下のように規定される：

- 1. 省級人民委員会委員長は、地方における遺跡の目録作成と選別を組織し、省級遺跡としての格付けを決定するための科学的な文書を作成する；文化・スポーツ・観光省大臣に対して、国家遺跡としての格付けを決定するよう〔関連文書を〕提出する。
- 2. 文化・スポーツ・観光省大臣は、科学的文書の作成を指導し、政府首相に対して、特別国家遺跡としての格付けを決定するよう提出し、〔並びに〕ベトナムの代表的な遺跡の科学的文書を作成し、

国連教育科学文化機関に対して世界遺産リストへの登録審査を提案することを政府首相が決定すべく〔その文書を首相に〕提出する。

政府首相に提出する文書には、国家文化遺産評議会の文書による裁定意見が添付されていなければならない。」

**13. 第32条**は以下のように修正・補充される：

「第32条

1. 遺跡保護区域は、以下のものから成る：

a) 第1保護区域は、遺跡を構成する本来の各要素を有する区域である；

b) 第2保護区域は、第1保護区域を取り巻く、あるいは〔それに〕隣接する区域である。

第2保護区域を確定できない場合には、第1保護区域のみを確定することを、省級遺跡については省級人民委員会委員長が決定し、国家遺跡については文化・スポーツ・観光省大臣が決定し、特別国家遺跡については政府首相が決定する。

2. 本条第1項で規定する各保護区域は、権限を有する国家機関によって、地政地図、及び遺跡文書の保護対象区域境界確定報告において確定され、及び現場に境界標を立てなければならない。

3. 第1保護区域は、平面及び空間に関して、現状のまま保護されなければならない。遺跡の価値を保護し、発揮することに直接的に資する建造物を建設する必要がある特別な場合には、建設は、その遺跡の格付決定権を持つ者の文書による同意を得なければならない。

第2保護区域において、遺跡の価値を保護し、発揮する建造物を建設することは、省級遺跡については省級人民委員会委員長の文書による同意を得なければならない、国家遺跡及び特別国家遺跡については文化・スポーツ・観光省大臣の文書による同意を得なければならない。

本項で規定する各建造物の建設は、遺跡を構成する本来の要素、及び遺跡の自然景観と環境・生態系に影響を与えてはならない。」

**14. 第33条第4項**を以下のように追加する：

「4. 本法第28条で規定するような基準を満たす建造物・地点・自然景観及び自然区域は、省級人民委員会によって地方の遺跡目録に登録され、本法の規定に従って保護される。

少なくとも5年に1回、省級人民委員会は調査を組織し、遺跡格付け基準に満たない建造物・地点・自然景観及び自然区域を、地方遺跡目録から抹消することを決定する。」

**15. 第34条**は以下のように修正・補充される：

「第34条

1. 遺跡の保管、修繕、及び復元は、以下の要求を保証しなければならない：

a) 遺跡を構成する本来の各要素を最大限維持すること；

b) 遺跡を構成する本来の要素に影響を与えない小さな修繕の場合を除いて、計画もしくは案件を立て、権限を有する国家機関に提出し、批准をおおぐ。省級遺跡については、省級の文化・スポーツ・観光に関して権限を有する機関の文書による同意を得なければならない；国家遺跡及び特別国家遺跡

については、文化・スポーツ・観光省大臣の文書による同意を得なければならない；

c) 批准された計画・案件は、遺跡の所在する地方で公表、公開する。

2. 計画・案件の立案を主催する組織・個人、あるいは遺跡の保管、修繕、復元に関する案件の施工、もしくは施工の監督を主宰する組織・個人は、[当該]組織についてはは専門的業種につく条件を満たしていることを示す証明書を有していなければならない、個人については、専門的業種につく基準を満たしていることを示す証明書を有していなければならない。

3. 政府は、遺跡の保管、修繕、復元の計画・案件を立案、批准する権限、手順、及び手続きに関して規定する。

文化・スポーツ・観光省大臣は、遺跡の保管、修繕、復元の規則を公布し、本条第2項で規定する各対象のために、専門的業種につく条件を満たしていることを示す証明書、及び専門的業種につく基準を満たしていることを示す証明書を発行する規則を公布する。」

**16. 第35条**は廃止する。[→第35条の名前だけ残し、条文は全部削除。したがって、第36条以下の通し番号は、2001年文化遺産法と変わらない]

**17. 第36条第3項**を以下のように追加する：

「3. 遺跡に影響を与える場所において建造物を改造、建設する案件を有する投資者は、文化・スポーツ・観光に関して権限を有する国家機関が、その建造物の改造、建設過程を監査できるように協調し、そのための条件を作り出す責任を有する。」

**18. 第37条**は以下のように修正・補充される：

「第37条

1. 省級人民委員会委員長は、地方において考古学的計画を立案することを組織する；文化・スポーツ・観光省大臣の文書による同意を得た後に、計画を批准し、公表する。

2. 考古学的計画[対象地域]に属する地点において、建造物の改造、建設案件を有する投資者は、案件を遂行する以前に、文化・スポーツ・観光に関して権限を有する国家機関が考古学的調査・発掘を実施し、その建造物の改造・建設過程の監査を実行できるように、協調し、[必要な]条件を作り出す責任を有する。

3. 建造物を改造、建設する過程において、遺跡、遺物・古物・国宝を有する可能性があると見なされ、あるいは遺跡、遺物・古物・国宝が発見された場合には、事業主は施工を一時的に中断し、文化・スポーツ・観光に関して権限を有する国家機関に時機を逸さず通報しなければならない。

通報を受けたときには、文化・スポーツ・観光に関して権限を有する国家機関は、建設の進度を保証するために、時機を逸さず処理する措置をとらなければならない。遺跡を保護するために、その地点での建造物の建設を停止する必要があると見なす場合には、文化・スポーツ・観光に関して権限を有する国家機関は、決定権を有する上級機関に直ちに報告しなければならない。

4. 建造物を改造、建設する地点で、考古学的調査・発掘を組織することが必要な場合には、調査・発掘の経費は以下のように規定される：

a) 国家の資金によって改造、建設される建造物については、調査・発掘経費はその工事の総投資資金に算入する；

b) 国家以外の資本によって改造、建設される建造物については、調査・発掘経費は国家によって支給される。

本項で規定する各ケースについて、財政省大臣が文化・スポーツ・観光省大臣と協調しつつ、調査・発掘経費の手続きと支給に関する手引きを主宰する。」

**19. 第 38 条**は以下のように修正・補充される：

「第 38 条

1. 考古学的調査・発掘は、文化・スポーツ・観光省大臣の許可書を得た後のみ遂行し得る。
2. 考古学的地点が損傷されつつある、あるいは損傷の危機を有する場合には、省級人民委員会委員長は、緊急の発掘許可書を発行し、文化・スポーツ・観光省大臣に直ちに報告する。緊急発掘許可書の発行期限は、提案文書を受け取った日から3日を過ぎないようにする；許可書を発行しない場合は、文書によって理由を明確に示さなければならない。」

**20. 第 41 条**は以下のように修正・補充される：

「第 41 条

1. 考古学的な調査・発掘の過程で収集することができた、あるいは組織・個人によって発見され納入された全ての遺物・古物は、発見地の省級博物館に一時的に収納されなければならない。省級博物館はそれらを受け入れ、管理し、及び文化・スポーツ・観光省に報告する責任を有する。
2. 本条第1項で規定する遺物・古物の価値及び保管の必要性に基づいて、文化・スポーツ・観光省大臣は、それらの価値を保護し、発揮するために適切な職能を有する公立博物館に、それら遺物・古物を委ねることを決定する。
3. 遺物・古物を発見し納入した組織・個人は、発見・保管に要した費用を返還され、及び政府の規定に従って一定の報奨金を与えられる。」

**21. 第 41a 条**を以下のように追加する：

「第 41a 条

1. 国宝は、以下の各基準を満たしていなければならない：
  - a) テキスト元来の現物である；
  - b) 独特の形式を持つ現物である；
  - c) 国土の重大な1事件に関連する、あるいは民族的英雄、代表的な著名人の事業に関連する特別な価値を持つ現物；あるいは1つの傾向、1つの作風、1つの時代を代表する思想的・人文的価値、審美的価値について著名な芸術作品；あるいは、特定の歴史的段階において、高い実用的価値を持ち、社会の発展を促す作用を持つ、発明、考案された代表的な産物；あるいは、大地の歴史、自然の歴史の形成及び発展の各段階を証明する自然標本。
2. 国宝は、文化・スポーツ・観光に関して権限を有する国家機関に登録されなければならない。登

録済みの国宝を所有する組織・個人は、本法第42条第3項で規定する各権利を有する。国宝の所有権を移転する際には、国宝を所有する組織・個人は、所有権が移転した日から15日以内に、新しい所有者について、文化・スポーツ・観光に関して権限を有する国家機関に通報しなければならない。

3. 国宝は、特別な制度に従って保護され、保管される。
4. 国家は、国宝を購入するために、適切な予算を用意する。
5. 政府首相は、国家文化遺産評議会の裁定意見を得た後に、国宝として公認することを決定する。
6. 文化・スポーツ・観光省大臣は、国宝を公認する手順及び手続きを規定する。」

**22. 第42条**は以下のように修正・補充される：

「第42条

1. 国家は、組織・個人が自身の所有する遺物・古物を、文化・スポーツ・観光に関して権限を有する国家機関に登録するよう促す。
2. 遺物・古物は、登録される前に、古物鑑定部署で鑑定されなければならない。古物鑑定部署は、自身の鑑定結果に関して法規文書に照らして責任を負う。
3. 登録済みの遺物・古物を所有する組織・個人は、以下の権利を有する：
  - a) 文化・スポーツ・観光に関して権限を有する国家機関によって、遺物・古物登録証明書が発給される；必要があれば、登録済みの遺物・古物に関する情報の秘密が守られる；
  - b) 文化・スポーツ・観光に関して権限を有する国家機関によって、遺物・古物の価値を保護し、発揮する業務が手引きされ、[必要な]条件が作り出される。
4. 文化・スポーツ・観光省大臣は、遺物・古物の登録手続きを具体的に規定する；[文化・スポーツ・観光省大臣は]古物鑑定部署の設立及び活動の条件[を作り出す]。」

**23. 第47条**は、以下のように修正・補充される：

「第47条

1. 博物館の体系は、公立博物館と公立以外の博物館から成る。
2. 公立博物館は以下のものから成る：
  - a) 国家[級]博物館；
  - b) 中央[レベル]における省庁、部門、政治組織、政治・社会組織に属す専門博物館；
  - c) 中央[レベル]における省庁、部門、政治組織、政治・社会組織の直属単位に属す専門博物館；
  - d) 省級博物館。
3. 文化・スポーツ・観光省大臣は、博物館の組織及び活動に関する規則を公布する。」

**24. 第48条**は以下のように修正・補充される：

「第48条 博物館は、以下の各任務を有する：

1. 現物の収集品を収集、目録作成、保管、及び陳列すること；
2. 文化遺産の価値を保護し、発揮することに資する科学的な研究をすること；
3. 社会に資するよう、文化遺産の価値の発揮を組織すること；

4. 博物館の人的資源を構築，訓練，養成すること；
5. 物的な基礎及び技術的な装置・設備を管理すること；
6. 法規文書の規定に従って，国際協力を実行すること；
7. 博物館の任務と適合する，参観者に資するサービス活動を組織すること；
8. 法規文書の規定に従って，その他の任務を行使すること。」

25. 第50条は，以下のように修正・補充される：

「第50条

1. 博物館設立を決定する権限は，以下のように規定される：

- a) 政府首相は，中央〔レベル〕における大臣，部門，政治組織，政治・社会組織の首長の提案に従って，国家〔級〕博物館及び中央〔レベル〕における省庁，部門，政治組織，政治・社会組織に属す専門博物館の設立を決定する；
- b) 中央〔レベル〕における大臣，部門，政治組織，政治・社会組織の首長は，直属単位の首長の提案に従って，直属単位の属す専門博物館の設立を決定する；
- c) 省級人民委員会委員長は，地方における文化・スポーツ・観光に関して権限を有する機関の提案に従って，省級博物館の設立を決定する；博物館を設立する組織・個人の提案に従って，公立以外の博物館に活動許可書を発行する。

2. 博物館設立の手続き，及び活動許可書の発給は，以下のように規定される：

- a) 博物館を設立する必要がある，あるいは活動許可書の発給を提案する組織・個人は，本条第1項で規定するところの権限を有する者に，書類を送付しなければならない。〔提出すべき〕書類は，博物館設立の提案文書，あるいは活動許可書発給の提案文書〔に加えてさらに〕，国家〔級〕博物館及び専門博物館については，本法第49条で規定する条件を満たすことを確認する文化・スポーツ・観光省の文書；省級博物館及び公立以外の博物館については，本法第49条で規定する条件を満たすことを確認する，省級の文化・スポーツ・観光に関して権限を有する機関の文書から成る；
- b) 博物館の設立を決定する，あるいは活動許可書を発行する権限を有する者は，書類を受け取った日から30日以内に，審査し，決定する責任を有する；却下する場合には，文書によって理由を明確に述べなければならない。」

## 第2条

1. 文化遺産法の第33条第3項，第39条第1，2，及び第3項，第40条第1項c，第44条第2項，第45条，第55条第2項及び第3項における「文化・情報省」を「文化・スポーツ・観光省」に変更する。
2. 文化遺産法の第33条第1項及び第2項，第36条第1項及び第2項，第43条第1項，第46条第5項，第53条，第66条における「文化・情報」を「文化・スポーツ・観光」に変更する。

3. 文化遺産法の第5条、第6条、第7条、第43条第1項における「全人民の所有」を「国家の所有」に変更する。

**第3条 競争・顕彰法の第65条は、以下のように修正・補充される：**

**「第65条**

1. 「人民芸術家」、「優秀芸術家」の名称は、無形文化遺産の価値を保護し、発揮した功績を有する個人に贈られる。
2. 「人民芸術家」の名称は、以下の各基準を達成している個人に贈られる：
  - a) 社会主義ベトナムの祖国に対して忠誠であること；
  - b) 優れた道徳的性格を持ち、傑出した特別な才能を持つこと；
  - c) 無形文化遺産の価値を保護し、発揮することにおいて、大きな功績を有すること；
  - d) 同業者及び大衆によって愛慕され、尊敬されていること；全国的に無形文化遺産の価値を保護し、発揮する事業を代表すること。
3. 「優秀芸術家」の名称は、以下の各基準に達している個人に贈られる：
  - a) 社会主義ベトナムの祖国に対して忠誠であること；
  - b) 優れた道徳的性格を持ち、傑出した特別な才能を持つこと；
  - c) 無形文化遺産の価値を保護し、発揮することにおいて、功績を有すること；
  - d) 同業者及び大衆によって愛慕されていること；地方の無形文化遺産の価値を保護し、発揮する事業を代表すること。
4. 「人民芸術家」、「優秀芸術家」の名称は、2年に1度、9月2日の独立記念日の機会に、審査されて発表される。」

**第4条**

1. 本法は、2010年1月1日から施行する効力を有する。
  2. 政府は、本法において委任される各条項について、細目を規定し、施行を手引きする；国家管理の必要に応えるために、本法におけるその他必要な内容を手引きする。
- 本法は、第12期ベトナム社会主義共和国国会第5会合によって、2009年6月18日に採択された。

国会委員長 グエン・フー・チョン